

# 平成 29 年経済建設常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 平成 29 年 6 月 7 日 (水) 午前 9 時 30 分～午前 11 時 27 分

○場所 議会特別会議室

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏 名	職	出欠	氏 名
委員長	○	秋 山 幸 男	副委員長	○	若 林 稔
委員	○	中 村 節 子	委員	○	須 藤 勇
〃	○	岩 永 博 美	〃	○	岡 本 鉄 男
			出席 6 人	欠席 0 人	

説明のために出席した者			
職	氏 名	職	氏 名
産業振興部長	高 徳 吉 男	建設水道部長	石 島 正 光
農政課長	瀧 澤 卓 倫	農業委員会事務局長	近 藤 和 行
商工観光課長	濱 野 岳 仁	建設課長	谷 田 貝 一 彦
都市計画課長	栃 本 邦 憲	区画整理課長	黒 川 信 夫
水道課長	保 沢 明	下水道課長	若 林 宏 正

事務局			
職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	星 野 登	議事課長	五 月 女 治

○議員傍聴者 村尾光子議員、磯辺香代議員

○一般傍聴者 なし

1. 開会

2. あいさつ 秋山幸男委員長

3. 概要録署名委員 岡本鉄男委員

#### 4. 事件

##### 現地調査

なし

##### 補足説明

なし

#### (1) 付託事件審査について

議案第45号 下野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

##### 質疑・意見

- 須藤委員：先日の説明である程度理解した。推薦募集については、自治会や農業団体から推薦いただくということなのだが、推薦依頼の文書はどの団体に出す予定なのか。
- 農業委員会事務局長：認定農業者連絡協議会やJ A、共済組合、自治会。募集自体は広報等で周知できるが、推薦は個人からもできるということもあるので、そういった団体に依頼をすることになると思う。
- 須藤委員：以前は一今から2年前の農業委員会は立候補という形であったわけである。それで、立候補しよう、農業委員をやろうという方が一私たちの地域では農協関係の実行長さん、そういう方の所に私は立候補したいのでよろしくお願ひしますと言う。まず事前で、選挙なので当然だが自分からそういう発言をして、地域で審査をしてほかにいなければ、それじゃああなたが、じゃあそれでよろしいのではないですか、ということになったのだが、実行長との関係というのはどのようになるのか、農協関係と一緒にということになるのか、その辺のところを。
- 農業委員会事務局長：J A小山管内は実行長さんという言い方をしており、南河内のほうは実行長という言い方はされていないと伺っているが、すべての所に直接依頼文を出すかどうかまではまだはっきりと決まっていはいない。推薦は団体からもできるし、個人からの推薦もできるという扱いになっているので、そのように対応したいと思っている。
- 須藤委員：基本的には自治会や農業団体、認定農業者、そういう所に推薦の何らかの文書が行くということによろしいか。それから、実は昨晚、下野市の最初の農業委員会会長さんのお宅に伺い、確か以前は推進員の方一昔は推進員という言葉がなくて、石橋地区では協力員という形でいた。そういう方が農業

委員さんが現地調査を行う際に一緒に歩いてくれたので、そういった方に何らかの賃金をお支払いしていたが、それはどこから出たのか、という話を夕べいろいろしたら、合併前は行政側からも何らかのものが出ていたように私は記憶しているというお話をいただいた。それともう一つ私が記憶しているのは、農業団体一石橋、国分寺地区でいう実行長ですね。その後の関係、あと減反関係のお金を基金にしておいてその中から協力員の方に支払いをしていたのですが、これからの推進員の皆さん、これは行政のほうから支払われるわけですが、そういった中で協力員の方がほとんど農業委員さんと一緒に地域を歩いて、いろいろな申請があったことについての見回りなどをしていたのですが、これから、来年9月以降の農業委員さんと推進員さんの立場というのはどの程度のところになるのか。農業委員さんは委員会、机上での許認可の審査などを行うだけで、推進員さんの方は基本的には一以前の説明でもあったが、地域の農地の流動化対策云々のことを調査し、農業委員さんと年に何回か話し合いをするのだということを知ったが、その農業委員さんと推進員さんの立場というのはどのような関係になるのか。どの程度の仕事になるのか伺う。

- 農業委員会事務局長：話の中で、新体制の農業委員さんの件と最適化推進員さんの件と、農業委員協力員さんの件が出たが、まず、新体制の農業委員さんと最適化推進員さんの関係は、最適化推進員は現場活動を主にやってもらい、農業委員さんは、現場活動もやるし農業委員会の許認可の事務もあわせて行う。ただし、最適化推進委員の方は農業委員会に呼ばれて意見をいうことはできるが、採決には入れない。農業委員協力員は今もいるわけであるが、今は、例えば現地調査であるとか、そういったところには一切関わってもらっていないのが現状である。以前は分からないが、現在の協力員の方は、以前、選挙事務があったころは選挙人名簿の作成や、経営状況の調査であるとか、そういったところでご協力いただいていた。それと、いろいろな個人や団体推薦ということで先ほど説明したが、これは必ず推薦をしてもらうということではなく、推薦をしていただくことができるという程度のものになる。
- 秋山委員長：個人にはどのように推薦を依頼するのか説明を伺う。
- 農業委員会事務局長：個人には直接通知を出すことはできないので、広報等での周知になると思う。
- 須藤委員：この制度はこういう形でできてきて、国のほうから決まってきたことだが、これなどについて私も話し合いをしていたが、こういうものを新しく定める条例を制定してやっていくという場合に、何らかの、現在の財政事情が厳しい時代であるので、財政の削減、縮減を図るような、そういう方策というものも考えるのかな、というふうに感じていたが、どうか。今までの農業委員会とこれからの農業委員会、推進委員の皆さんなどを比較して、下野市として

支出経費の違いはどのくらいになるのか。

- 農業委員会事務局長：農業委員の定数が減ること、また、最適化推進委員の定数がふえるので、全体的に定数はふえる。そういうことで報酬自体の金額はふえるが、活動によって最適化交付金というものが新設されたので、活動内容によっては、市の持ち出しはふえないものと考えている。
- 秋山委員長：最適化交付金の基準を説明願う。
- 農業委員会事務局長：市のほうから支払うものは報酬ということで、一本で支払いになる。農業委員会の活動により、活動実績に応じた交付金というものが農業委員1人当たり月額7千円ほど出る予定である。それから、活動によって遊休農地が減るとか、農地の集積が、今下野市の集積率が約40%前後だと思うが、その農業委員会の活動により担い手への集積がふえれば、成果実績に応じた交付金というものが国の予算の範囲内で交付になる予定である。
- 秋山委員長：月額7千円ほどの活動実績に応じた交付金があるとのことだが、当然、農業委員の活動による報酬がある。当然に報酬があつて、活動実績に応じてまた支払うというのは、ちょっとおかしいのではないかと思う。その辺のところも説明願う。
- 農業委員会事務局長：下野市の場合は報酬月額で定めているので、交付金を受け取るのは、市のほうで受け取る、という意味である。実際の活動によって交付金の額がふえた分をさらに報酬に上乗せするというわけではない。
- 秋山委員長：本来、農業委員の活動が報酬として支払われているよね。個人差はあると思う。全く自分のエリア中で上がってこなくて活動しない場合もあり得ると思う。それでも報酬というものは支払われるわけである。今の話では国からの交付金が市に入ると。それを活動実績に応じて月額7千円を支払うという意味にとったのだが。
- 農業委員会事務局長：現在は、市の一般財源で農業委員会報酬は支払っている。新体制になり農業委員会の委員数がふえて報酬額もふえるので、市の負担が丸々ふえるということではなくて、ふえた分について交付金が当てられるという、そういう意味である。
- 須藤委員：その交付金によって市としては農業委員さん、推進員さんの報酬に使っていくという、そういうことか。
- 農業委員会事務局長：歳出予算がふえた分を一般財源で持ち出すことではなくて、交付金をふえた分に充てるということで、市の持ち出しが丸々ふえるわけではない、という意味で説明をした。
- 秋山委員長：整理すると、国の交付金。活動実績というか、報酬がふえるよね、先ほど須藤委員から話しがあったように、全般的に会長、職務代理、委員も報酬が上がり、そのほか農地利用最適化推進委員の報酬もある。それで、従来の報酬額との差異があるわけだよね。その分が国からの交付金として来るとい

う、今の説明だと。それでは、月額7千円というが、活動しなければ支払わなくてもいいのか。

- 農業委員会事務局長：月額報酬の支払いなので、あくまでも国が市のほうに交付金を出す根拠がそういう計算という意味である。なので、その活動実績というのは、あくまでも年度初めにことしの農業委員会はこんな活動するという計画を立て、それに見合った活動があれば交付金が出ると。ただし市のほうで報酬がふえた分がない場合は、計算上交付金が出ても交付金が出ない仕組みになっている。
- 秋山委員長：先ほど須藤委員から質問があった、従来の報酬と、今回これが決まれば報酬が支払われるわけだが、この差異はどのくらいあるのか。それが交付金として来るということで、どのくらいあるのか。
- 農業委員会事務局長：試算はしたが手元にないので、額ははっきりと申し上げられない。国の予算の範囲内という制限もあるので必ず来るとは申し上げられないが、一応活動内容とか成果、実績に応じた交付金の中でふえた分は対応できるものと考えている。
- 秋山委員長：試算の結果について本委員会中の提供を求める。
- 須藤委員：最適化推進委員の関係にもそれなりの報酬というか、そういったものが支払われるということなのか。
- 農業委員会事務局長：そのとおりである。
- 須藤委員：了解した。それから、私は自分も以前、農業委員をやっていたという関係で、非常に疑問に思っていたが、特に今回の最適化推進委員さんの活動を、どの程度までお願いをするのかというところを、どの程度やっていただけるのかな、という、その辺のところ非常に疑問だが、そういったことについて、私は2年前の農業委員さんが新しく決まった時に、地元の農業委員さんと地域の農業発展のために、許認可云々ということだけではなく、地域の農家のリーダーとしてしっかり活動してほしいという、そういう話をしたことがある。でも、中々このようなことは地域の中で、農業委員さんも忙しくてやれない、ということが実際ではないかなと思うのだが、農業委員会として、これからの最適化推進委員さんに一この間、部長から説明があったようなことをお願いするということだが、それをより現実的にやっていくような方策を何か具体的に考えているようなことがあれば、教えていただきたい。
- 農業委員会事務局長：委員おっしゃるとおりであるが、今までの農業委員会は農地利用最適化ということについては、必須業務ではありませんでした。なので、今まで農政のほうで「人・農地プラン」をつくるとか、農業公社で基盤法による貸し借りとか、売買を進めてきたと。平成26年から農地中間管理機構ができて貸し借りをさらに進めようということにはなっているが、今度新体制の農業委員会ができれば最適化推進の役割とか、市のほうでつくっている

「人・農地プラン」なり、農業公社の役割とか、そういう所とダブってくるところがあるので、今後、それまでにどういったことが効率的か、どういったら事業が進むかとか、そこら辺を検討してきたいと考えている。県内では、栃木市が昨年、新体制に移行して、そのほか、近隣の多くが7月から新体制になるので、近隣の情報等もよく収集し対応したいと考えている。

- 須藤委員：もう一つ昨夜話題になったが、今農政課にある農業再生協議会、JA小山とJA宇都宮から職員が来ている所は、今のまま残る形でいいのか、どのような形になるのか。実は話し合いの中でなくなるような話があったので。
- 農政課長：ただいまご質問の農業再生協議会は、現行のままで、変わるということはありません。
- 岩永委員：農業委員の過半数は原則として認定農業者とするとなっているが、認定農業者には男性と女性がいると思うが、人数の割合と、前回までは議会推薦で女性の農業委員がいたと思うが、女性の入る余地というのはどのように考えているか伺う。
- 農業委員会事務局長：現状で認定農業者の数は、280名ほどおり、その中で女性の認定農業者の数自体は、私の方で申し訳ありませんが、把握していない。家族経営協定を結んで認定農業者になっている方も何名かいる。女性の数ということだが、定数で今回16名という中で女性を何人にするという規定は設けていない。ただ県内で新体制に移行する中で、公募を終了した所があるが、女性の委員の応募・推薦のなかった所はほとんどないので、下野市でも女性の応募なり推薦の方はいると思っている。
- 岩永委員：了解した。今まで女性もいたわけなので16名の中に女性が全くいないというわけにはいかないと思うので、今後の課題として十分検討されることを望む。
- 岡本委員：今、岩永委員から女性の委員がいなくなるのではないかという意見が出されたが、私も同じように考えている。今社会は男女共同参画社会ということ声を高にうたっているにも関わらず、今まで議選の女性委員が3名いたわけだが、女性が参画できないということで、3名の女性を議会で推薦して、女性の委員として参加をし、それなりの成果が上がってきたと高く評価しているが、今回推薦はされても委員になれるかどうか全く保証されないわけで、その中で、議会で推薦とはいわないが議会でこれから推薦することができないのかどうなのか。女性の団体が各種たくさんあるわけだが、農業に限った団体となると限定されると思う。その中で、各地区ぜひ女性に出てきてもらいたいと思っても、特に農業については男性社会なので、なかなか出づらい、親父さんをさておいて委員に出ていくのはかなり勇気がいるし、推薦されても本人が出てこられないという状況があるわけで、今までの制度はとても良い制度だったと私は思っている。今後それがなくなってしまう、推薦はされてもそ

の人がなれるかなれないか保証もないということなので、もっと女性の参加を広く呼び込めるような枠、条例で決めることではないが、女性もその中に参加できるような配慮を取ってもらいたいと考えるが、その辺の考えを伺う。

- 農業委員会事務局長：女性が自ら応募することは可能性としてはかなり低いと思っているので、農生研であるとか女性団体になるべく推薦を出すようお願いしたいと思う。
- 岡本委員：そうした団体で、定数の枠がなかったとしても推薦して出てくることになれば、本人も自覚をして出てくる。個人で推薦されても枠の中で出てくれば、女性も家族で契約していたとしても胸を張って委員会に参加できるような女性を育てていくことが地域では大変重要なことだと思うので、前向きに取り組むことを望む。
- 中村委員：農水省が出しているガイドラインだったと思うが、推進委員はどんなことをするのが書いてあるものを見たが、まずは農業者とのおしゃべりから始めてくださいというようなことが書いてあった。女性は立ち話など入り込むのがうまい、コミュニケーションを取るのがうまいという部分もあると思うが、推進委員の方も市では積極的に女性になってほしいと考えているのか伺う。
- 農業委員会事務局長：推進委員自体を委嘱するのは農業委員会なので市長の意見は入れないが、国で出しているパンフレットにもあるように、積極的に若手や女性を登用するという事になっているので、農業委員会でもそういった対応になると考える。
- 若林副委員長：一つ確認するが、報酬及び費用弁償について、報酬は理解したが、費用弁償について、どのような時に費用弁償を出すのか、交付金の対象額になるのかについて伺う。
- 農業委員会事務局長：費用弁償は旅費で出たようなときになると思う。そこは交付金の対象にはならないと思っている。
- 岩永委員：推進委員の定数について本市においては地域性を考慮し、担当区域を20に定め推進委員を20名とあるが、20に区分する場合の区分の方法を検討されているか。
- 農業委員会事務局長：現在29名の農業委員がおり担当区域が分かれているが、それを基に検討し、地域性であるとか農地の面積により区域をふやしたり、2つの区域を3つに分けるなどの再編となる。
- 秋山委員長：基本的なことを確認する。：最適化推進委員を国の施策で設けるというなかで、本市の実情にこれがあっているのかどうか。今までの農業委員会でのエリア、配分の中で、うまくいかない、最適化推進委員を設けることによって網羅できることがあるのか。全くなければ国の施策といえども必要ないと思う。最適化推進委員を設けるということを市で決定するということは

必要があって初めてのものと思う。それから報酬、最適化推進委員ができることによって、農業委員が今までやってきた仕事の分量の軽減が図られるのか。それとも、社会状況によって活動の量が多くなる、今まで報酬が低すぎるという考えの基に上げるのか。推進委員をつくることは施策の中のものなので、仕方がないが、報酬の件は市の判断なので、その辺の値上げの理由を伺う。

- 農業委員会事務局長：推進委員は、設置しない市町村というのも定められている。担い手への農地の集積率が70%以上で、かつ遊休農地の発生率が1%未満。下野市の場合は、遊休農地の発生率が1%弱であるが、担い手への集積率が、40%前後ということで今後集積を進める必要があるため、どうしても設置しなくてはならないことになっている。農業委員の報酬は、本会議で部長の説明があったが、今回の改革で農業委員の仕事が今までやってきた許認可のほか、農地利用の最適化を推進委員とともにやっていく、業務自体がふえていること、また、人数的にも約半分に減るということで業務もふえるということで、今回上げることとした。
- 秋山委員長：農業委員会にかかっていく案件は、年間でどれくらいか。
- 農業委員会事務局長：3条・4条・5条、非農地証明等で、年間で300件から350件の間で推移していると思う。
- 秋山委員長：利用最適化推進委員は国の基準で集積率が70%を超えていないということがあるので、それを設けなければならない。今までは農協の協力員など外郭団体がそういうものを担ってくれていたのだが、適正化推進委員ができれば外郭団体をお願いすることはなくなると思う。今までお願いしていたのだから、外郭団体等への説明が必要になるのではと思うが、その辺の考え方は。
- 農業委員会事務局長：現在、農業委員協力員としてお願いしている方が市内に80名いらっしゃる。南河内地区は自治会長をお願いをして推薦していただいている状況だと聞いている。今年の自治会長の会議において、今回の農業委員会改革等について説明させていただいているところである。
- 秋山委員長：自治会長会議で説明したと、周知してあるということでよろしいか。南河内地区の場合は、自治会の役員として農協協力員を決めており、その役職の中で、農地利用最適化推進委員が今後やる部分をやっていただけである。
- 農業委員会事務局長：現状として、農業委員会から協力員の方をお願いしていたのは、農地利用の最適化ではなく、農業委員の選挙人名簿の調整や年2回発行している農業委員会だよりの配布などであり、協力員の方に農地の貸し借りや新規参入の支援などをお願いしていたということではない。先ほどの説明に補足させていただきたい。自治会長会議で農業委員会が変わるということでの説明をしたが、協力員の制度を廃止することについてはまだ説



明していない状況である。

○秋山委員長：当然のことだと思う。議会にかかっていないのだから。了解した。報酬についてはどうか。

●農業委員会事務局長：現農業委員の報酬よりも、新体制になると360万円ほど予算がふえる見込みである。ふえた分については市の財源として交付金が充当になる見込みである。

○秋山委員長：360万円が国からの交付金として交付されるとのことであるが、金の問題ではなく、農業委員会制度の中で、仕事が円滑にそして集積だとかそういうものが着実に、どのような形にすれば図られるかということが大切だと思う。当然、行財政改革の中での経費削減という意味からすれば、現状維持とかそういうふうに。推進委員ができることによって農業委員の負担も少なくなるわけであるが、なぜ増額しなければならないのかという、その説明責任をはっきりしないと。今まで300件から350件くらいあったということだが、そんなに変わらないと思う。集積率も離農とかそういう関係で今まで動いてきた。今度は薬師寺谷田地区の基盤整理が進めば少し加速するような感じもするが、今の状況だと安定した、そんなに何百件も違うというような動きではないという予測ができると思う。そういうことを加味すると。農業委員の人数が29人から16人になるということだけを捉えると、当然エリアも活動範囲も一農業委員は法に照らして、それが法に違反しているかどうかを判断するものであり、個人の判断で方向性を決めるということはそんなにないと思う。農業委員会独自の判断でこれはいいですよというのは少ないと思う。すべて法に照らし合わせてそれが適法かどうかということだと思うので。そういうことを考えると、29人から16人になったことで仕事の分量も多くなる、責任の範囲も広がるということでの報酬の増額もやむを得ないという考えも出てくる。今までは、農業委員会が最終的なこともやって情報収集もやってということなら、大変な部分があるから報酬も増額してあげようということでも理解できる。組織的に、農業委員会の下に推進委員がいて二重構造になっているわけで、最終的に法に照らし合わせた議決だけを農業委員会がやるということであれば、まったく増額の理由にはならないと思う。その辺はどのような解釈をしているのか。

●農業委員会事務局長：先ほども申し上げたように、農業委員の職務として、総会に出席して許認可をするという従来の業務のほかに、農地利用の最適化を進めるという部分で仕事がふえていると考えている。今回、最適化推進委員が20名ということで定数条例をあげさせていただいたが、市内に約4,000ヘクタールある農地を20人でカバーするというのはなかなか大変であり、農業委員と連携しないとなかなか成果があげられないと考えている。

○秋山委員長：4,000ヘクタールを16人でといっても、絶対的に動かない土地も

ある。将来的に可能性として、いろいろな流動化がかかるようなことが、4,000ヘクタールの中でどのくらいあると認識しているのか。

- 農業委員会事務局長：国では80%を目標として進めているが、実際には下野市では70%も厳しいのではないかと考えている。市の基本構想では60%を目標にしている。
- 秋山委員長：そのほかには。
- 須藤委員：ただ今の事務局長の話の中で、60%という話があったが、それは何年後くらいにクリアできるというような予測はあるのか。先ほど委員長も言っていたように、私は非常に厳しいのではないかと思う。現状の地域を見た限りでは、現状では非常に厳しい。私が農業をやっているうちはそこまではいかないのではないかと正直思っているが。
- 農業委員会事務局長：確かに、今の担い手さんだけで集積をかけようとするとはやはり難しいと思う。やはり新規参入を支援していかないと、高齢によってリタイアする方は年々いるので、新規の方をふやしながら、目標に向けて努力していくというふうに考えている。
- 須藤委員：数值的に、何年後くらいということは言えないか。
- 農業委員会事務局長：下野市では、平成26年9月に、5年後の目標を60%ということで基本構想の見直しを行った。
- 須藤委員：5年後ということだと、あと2年である。頑張って、ひとつ。私たちもできるだけそういう方向で若い農業者が進んでいけばいいと思っているが、地域によっては協業組合というような組織があるところはそういう縛りがかかってしまって、規模拡大が、集積ができないというような話も伺っている。そういったこともしっかり考えてやっていただきたいと思う。
- 秋山委員長：これで質疑を集結し、裁決する。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

— 暫時休憩 —

[農業委員会事務局長より発言の申し出]

- 農業委員会事務局長：先ほど須藤委員から、市は集積の目標をどの程度考えているのかという質問があり、5年後60%と答弁したが、正しくは5年後50%の誤りであるので、訂正願いたい。

質疑・意見

- 中村委員：今、民営化に向けていろいろな条例が改正されたり、財産の貸付などがいろいろ行われていると思うのだが、結局、小山市が事務を一手に引き受けるということになっていくと思うが、完全な民営化というのはあるのかどうか。貸付なども荒井商事に5年の約束で、5年は無償で貸し付けてそのあと、また、無償かどうか分からないが貸付が続いていくと思うのだが、あと中央食販には40年間の長期にわたって貸し付けていくわけであるが、その間はずっと小山に事務を委託していくというふうに考えてよいのか。
- 商工観光課長：今の民営化を検討するに当たり、民設民営、全部売払ってということも検討したが、そうすると公共性の確保の観点などから、ないということで今回の民営化になった。当面は今のままで行くということだと思う。
- 中村委員：少なくとも40年間は小山が事務を担っていくということか。
- 商工観光課長：40年という部分については、栃木県中央食販のほうに貸し出した部分であり、昔、市場の収益が落ち込んでいるときに貸し付けて、ということでしたものなので、今回の事務については、その面積を差し引いた分について、今回は小山市に委託しているということで、そこについては小山市が事務をやって、民営事業者がやっていただくということになると考えている。
- 岡本委員：民営化を進めているということだが、毎年下野市は小山の広域に対して、確か5百万円近い負担金を納めてきたと思う。これが今後、どのように下野市の負担金が推移していくのか。
- 商工観光課長：ことは、29年度については378万5千円ほど見込んでいるが、来年度は償還金がなくなるので62万円程度、その後は38万円前後で推移していく。ただ、35年度に修繕計画の満了が来るので、それが来ると修繕計画に対する積み立てや負担金の増があるので、その辺が上乘せになってくる可能性がある。
- 岡本委員：心配しているのは、将来的に民営化にそのままなればいい、とは思っているのだが、これも荒井商事がどのように経営手腕を発揮して実現をしていくかということが一番大事なわけであり、下野市としても運営に今まで携わっていたので、5年後に見直すという話だが、毎年、経営状況をぜひ、下野市にも報告があるのではないかと思うので、相手に委託したからそれでいいということではなく、しっかりと経営内容にも立ち入って、市長には管理監督、また、議会に対する報告もしていただきたいと思うが、その辺りは大丈夫か。
- 商工観光課長：小山市に事務が引き継がれると、市場管理の評価委員会ができる。事務継承市の副市長及び監査委員、構成市町の担当部課長を想定しており、

年2回ほど開催する予定である。その中で、経営状況などを適宜見ていくということになると思う。

○岡本委員：やはり、経営者がすごい、といううわさがあって、実際、小山の市場については旧国分寺町から引き継いで大変な重荷になっていると言っては非常に過言なのだが、今日まで来ていることなので、ぜひその辺も、泥船にならないようにしっかりと、今後の取り組みを注視して適宜議会のほうに報告するように願う。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第48号 財産の貸付について
------------------

質疑・意見

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

要望すべき事項

なし

閉 会